

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請に係る法令試験問題 (R6.7.1)

申請者名 (法人名)

受験者の氏名

(注意事項)

- ※ 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
- ※ 設問の中には、文言等を一部省略しているものもあります。

I. 次の問題の1から15の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を
() 内に記入しなさい。

問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽二輪運送事業をいう。

【貨物自動車運送事業法】

()

問2 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を經營する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を經營する者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

【貨物自動車運送事業法】

()

問3 (輸送の安全性の向上)

事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の速達性の向上に努めなければならない。【貨物自動車運送事業法】

()

問4 (自動車検査証の備付け等)

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ、運行の用に供してはならない。【道路運送車両法】

()

問5（業務の記録）

事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに、運転者等の氏名、運転者等が従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示、業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離等を記録させ、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

()

問6（過労運転等の防止）

事業者は、休憩又は睡眠のための時間及び勤務が終了した後の休息のための時間が十分に確保されるように、国土交通大臣が告示で定める基準に従って、運転者の勤務時間及び過労運転時間を定めなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

()

問7（点呼等）

事業者は、業務に従事しようとする運転者等に対して面談を行い安全な運転の有無、及び点検の実施又はその確認について報告を求め、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な助言をしなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

()

問8（運行指示書による指示等）

事業者等は、運行ごとに貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

()

問9（運行管理者等の選任）

事業者等は、国土交通大臣が認定する講習を修了した者のうちから、運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）を選任することができる。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

()

問 1 0 (運行管理者)

事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、基礎講習修了証書の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。【貨物自動車運送事業法】

()

問 1 1 (輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)

事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあつては、その利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者等が各規定又は安全管理規程等を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

【貨物自動車運送事業法】

()

問 1 2 (事故の報告)

事業者は、その事業用自動車に転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

【貨物自動車運送事業法】

()

問 1 3 (従業員に対する指導及び監督)

事業者は、当該事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術および法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

()

問 1 4 (事故の記録)

事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において1年間保存しなければならない。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

()

問 1 5

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律】

()

II. 次の問題 1 6 から 2 1 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問 1 6 (許可の基準)

国土交通大臣は許可の基準を定めているが、次の中で正しいものを 1 つ選び記入しなさい。【貨物自動車運送事業法】

ア. 事業計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。

イ. 事業の遂行上適切な取引先を有するものであること。

ウ. 事業を自らの確に遂行するに足る車両を有するものであること。

()

問 1 7 (事業計画の変更の認可の申請)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項(軽微な事項等)に該当するものに×を付けなさい。【貨物自動車運送事業法施行規則】

ア. 休憩又は睡眠施設のための施設の位置及び収容能力の変更 ()

イ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ()

ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 ()

エ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 ()

問 1 8 (運転者等台帳)

事業者等は、運転者等ごとに一定の様式の運転者等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならないことになっています。台帳に記載しなければならないものについて次の中から正しいものを 2 つ選び記入しなさい。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

ア. 運転者の交通違反歴

イ. 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

ウ. 運転者住所から営業所までの距離及び所要時間

エ. 運転者に対する指導の実施及び適性診断の受診状況

オ. 道路運送法に基づく、運行管理者資格に関する事項

() ()

問19（従業員に対する指導及び監督）

事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定める運転者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっています。適性診断の対象となる運転者を次の中から選び○印を、そうでないものに×印を記入しなさい。【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

- ア．死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者（　　）
- イ．運転者として新たに雇い入れた者（　　）
- ウ．高齢者（65才以上の者をいう。）（　　）

問20（事業報告書及び事業実績報告書）

事業者は貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出期限をア～オの中から選び記入しなさい。

【貨物自動車運送事業報告規則】

- ① 事業報告書（　　）
- ② 事業実績報告書（　　）
- ア．毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後50日以内
- イ．毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内
- ウ．毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年5月31日まで
- エ．前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年5月31日まで
- オ．前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを7月10日まで

問2 1（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号）によって定められています。次の中から正しいものを3つ選び記入しなさい。

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

- ア．拘束時間は、1箇月について284時間超えないものとする。
- イ．1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても最大拘束時間は、15時間とする。
- ウ．勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える。
- エ．運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。
- オ．連続運転時間は、5時間を超えないものとする。

() () ()

問題は以上となります。

申請者名などの確認を今一度お願いいたします。